爲亮愚言

九拾

カ1
1038
4

京都帝國大學圖書

# 爲堯愚言巻之九

三事第一下

士君子原生下

伊賀小屋城内藤國筦上疏

其次ぎ某住二百苞ヲ住ミ十苞三月俸ヲ口ヲ近ク名第六ヶ月ヲ者ヲ
農ヲ納ムル地此ノ如ク士人の庶士或ハ庶人在官ヲ者ノ国禄に四理張士府史者ヲ
数地に八是ヲ衆人と認ル国に居ル者ヲ治九賛ル者ヲ地此八王江戸に居ル叶ヲ
者ヲ地ヲ者ヲ居ル居ル住ル住ル者ヲ衆人の認ル者ヲ居ル者ヲ世ヲ者ヲ
（相ノ在府者ノ八ヲ名ヲ者ヲ江戸ノ住ル者ヲ下ヲ者ヲ者ヲ中に居ル諸代ノ藩の
二百ヲ者ヲ居ル諸代の中に小名・諸侯の二万石ヲ以ノ四名に分ル此ノ居ル諸代居地の人
数ヲ多ク成ル二国に居ル曲ル民の経ヲ者ヲ居ル者ヲ者ヲ居ル者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ
況し小名の臣ヲ一族皆の疲弊ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ者ヲ

ゐり

第一を后稷氏の階級を立て一夫ハ
東照宮（徳川家康）国の政体なる者その子孫ハ滅やと為ん　者なるの日月に後ハ
陵ある後に云ハ様日吉の祭り一元一ゝ変替さるべきなれハ不ハ有ましかりし
用ゐ棄ゐ給へ云ハ見たる関白秀吉と言め　清入国以後　二世三世の民代を生きも
なる者の設ける府政秀吉氏と名付ける　后稷氏後ハ代ハ三代後ハ代ハ秀吉氏ハ入らぬる者
政秀吉氏ハ言ゆゑ玉ハ祖て為く八政秀吉氏後ハ代に入ゝ子孫ハ政秀吉氏
と唱へし先又後ハ甲斐武田信玄ハ政秀吉氏ハ代を成り政秀吉氏ハ為ハ者ハ政秀吉氏
と称し代ハ四銀なる宝先　関政秀吉氏ハ代ハ後ハ後三男を兼子の信を兼ねる者の政秀
不住七郎政秀吉氏ハ親ゝの為に中るべく　政秀吉氏ハ代ハ者ハ政秀
同様の服者ハ者も我を殺を飛なるまに政秀吉氏ハ代に部ハ者　又ハ政秀吉氏に立ハ敵為ハ者

政秀吉氏ハ代（政秀吉氏）ハ代ハ三代の子孫を部ハ
勅様を后稷氏と仰ぎ給ひ　ハ代ハ政秀吉氏ハ代に入ゝ
第二を祖と政秀吉氏ハ代ハ（入ゝ）政秀吉氏ハ代に入ゝ子孫ハ政秀吉氏
政秀吉氏ハ代ハ入ゝ子孫ハ政秀吉氏ハ代に入ゝ

大番役なく少しの所領を持つ者に従り言を固めくふ藤氏諸人大言を吉
うてあり此も同意たる様に
第三藤原此家人に於ては　清八世孫八郎基言と云を以て後言を故事
言とし是は大きく世を家筋もつる事仕合なきは言の世さまに仕合悪きは家筋
不合なく八郎と云ふ者なるべし此の例に従へて先祖の言にやるべく西
時分にて右三代に別合く藤原上井は是一時を記き申は是先祖の後裔
勤り来へ譜る心に申り山
第四新恩此は近国家人の中　清三世孫仕合悪しく藤氏（加）（ら）きるも後
勇あるは先祖なれば家豊なる新恩相続の者なり新恩に居くも家は
三等の所領の中（乙）（玉）に居恩深の新なると謂て是上藤氏なる（て）者なる法
に

第五居地者の筋を分る事一先祖なれ云へ居地なる方居住者級に家人なる氏法
同心法方主法云へ仲百姓小人法者の筋なる法を云へ方場なる法者少しと云無
力八郎者法也国の武士又は近国の二男三男拾武者の者を居住者に現在八郎
領り四三人百姓なるの領料とくとへらも法者将地にて方武八寄誘し所陸の
所領と為一郎とくなれ者と云へ者を伊村とく先く法祖為にるに条法故をひろ
を村除地を敵に者八郎と見へに唯筋なる法至法人なるなり其人所人
百姓の金成持る者先と方へ四郎にく金法人表内に責氏に於新所ひ出る多
けも八郎領の中八郎に社祢を看居つ書を正る者の為りにく先も地新方なは
まに仕不為一正是近地方を勤りく領料の田地を見方に現在八拾石を二年去なる
七八村言四五石の所成筋や文に出のなく方金の代を見方計と四ふ方を近人なれ
人八郎り自法なる中に二を仕り生に曲者氏（村一中沢なる）に此を先なる八郎法氏

等形し無役出したる者へ藩より　ふうてを以て全く免ぜられ
藩地藩ハ貸与者の扶とし役料ハ年〳〵藩代ハ普請又ハ婚姻等の補助
那口を以て武用に立へきもの多乃し遠て如ひ金にくも五色にやさ
用金へ者り一ヶ年分代等により武を去出来ハ百出に〳〵一之以上之ハ子孫等の臣となり農
他ものも出精やよ〳〵為せらふ色し此の如くなるハ一ヶ年ハ農に用し一ヶ年の八十六の武士を
無用と為ち免にくく人数ハ〳〵ハ如下ヶ年を以藩を立るまく八在町の士にくも
充らを又ハ他の武士を〳〵三十名の外足にくう又ハ者に中に八普請の内六十名を以の者
を百名人扶持の賞を以て補乃へ一ヶ年のかくもくくの者を百人扶持を定〳〵
七年の与ふる百四俵余を以て給料藩より費〳〵て百上らを立をなく府内の得く火除地
等へ藩武場を立つ是厩八先に中ふる火消屋敷内へ作り藩の外の為を以て六ヶ年
を以つ者の百八名乃ヶ年分者人の賞を以て武備の者を面目なる〳〵又火

消ヶ方を以ふ者を先に中したるヶ〳〵きふ京大阪の屋敷へ中ふ者ふて方同し
程世用なる八左を八先なを以ヶ〳〵ヶ〳〵ハ今まくのめく作なを以ヶ八の方へ時者
同じ日松片四ヶ〳〵四名を中ふを以ヶ藩を立ふ者一ヶ年のくなを在者年に信
ふを以ふ為八ヶ〳〵ふを者を為ふ者を為ふ者紙に西新く書ふ〳〵なを
無用の弱費ヶ出ふ者ヶ上ヶ〳〵ヶ〳〵ならハ自ら武役も為ふ〳〵を祝ふ如一ヶ年分に中ふ
為数百一ヶ年を以ふ者ヶ〳〵ふを中ふ者ヶ〳〵ハ米七十名を人扶持を中ふ者ヶ〳〵に述者
し　徳成の時八屋敷又ハ四方の藩を国を勤ふ者に為ふ者ヶ〳〵ハ水除を役と為ふ者ヶ〳〵
少扶者ヶ〳〵ハ為ふ者ヶ〳〵ふ者ヶ〳〵同者の熟達に〳〵少扶者に八ふ者ヶ〳〵為ふ者ヶ〳〵ハ屋敷中
者りの者を〳〵為ふ者ヶ〳〵ハ藩に軍法に為ふ〳〵者士を大役為ふ者ヶ〳〵
格品目を以者ヶ〳〵又ハ武士を以者ヶ〳〵と為ふ〳〵者ヶ〳〵
〳〵先に〳〵者ヶ〳〵者ヶ〳〵〳〵服に為ふ者ヶ〳〵〳〵の上者力同所に為ふ者

一ヶ年に金百両ほどずつ、七八十両位の小普請（補役）を与えられ、其ハ立身ニ成
候（八百十石三人扶持）、其後の出羽代官所に成られ、其所に在るに及ひ礼作ありふ（し）扨水路計り
にて出土の役所なれとも、遠く海を隔て、漁夫ハ海中金剣を潜
り、貝の殼を出し、其ハ敷物にする（さや）、小普請役ハ近世の者と云
まと、八百石ハ弱、其外ハ三百人に及ぶよう、其三十石三人扶持と云れ
出羽に奉行支配ニ成て、勘定一元ハ江戸にて、此度ハ川筋
を掘の普請又ハ国限ニ用ひる大坂迄長崎立寄江戸にて、此普請等
辺りし此出羽に成のしるふ（から）さるふを、ア、御けまと役、唐大なる者
の此又如何なるものなれ、此者にて、正直なるハ、ア、此度の役出羽
殊の者乃ち国ヶ寄来り、此人に成られ、彼ハ元来、此人ハ減し、国限
三三忠なるを選て遠し、なれ、此国限、何ハ、此人ハ減し、国限

なれ、出羽代三百五十石の出用を見て、人物を見きわる（て）、出羽人ハ、いつも勘ある三十石、
二人扶持ヶ五十石、三人扶持、其下、出羽代支配ニ成て、出羽ハ、二百大
切の所、儀（て）、其者なれ、出羽人、国限、出羽代り勘ヶ、出羽代ハ、此役
役（て）、其者、此に大切（て）、此に家言の直属ヶ、此者、此者なれ、何の者、出羽
者になる（て）、此ハ、此ハ、此ハ

やうに書をなし謀を設け（こは他もなくこれを公の取扱ふ事にハ成難く此
れ偽くて飢を用のみなるこゝろなれ）年貢のうち表ハ金にて事済うる表ハ金にて事済
又ハ普請役おに農民業務にもなるを樂こと出るのこゝ俗なるこゝ見人情の免るこゝ
右にく次第なれ共ハ向後ハ出来ぬよ附の公普請役格のこゝ
を業人業人に成され拾式ハ業民書哲民の上にて社祈を免し業民ハ二十
老三人技技法にく業人なる上を立ても精勤才能に達し極りなこゝ定め九月十
五日ハ人員移りも引渡並仕不勤の四方出勤さる者し此の如くなる者ハ業人
の源なる天法事業に勤し地方に別も立用立人猶も・国ら生し一さ立能に成ら
民文も立法を設し立ても日出なく不公の業者出業者し出業行の後ひを
業民の法人用ら民於難れ移を立ら事ハ俗ら三ら行こ立を二拾選し
こ立を附民の出役業合ら上ら此ら出ら立ら出ら附ら民ハ出役業ハ

仕返民の給分を拾ら事ハ出ら出業ら出ら出ら出

下げまし又義経後のち頃農士むしまし又八法ふ代八先い矢倉ト帰たる者たれハ
てきの人の社にく武士を好こ給ふ八法理目四人別人もるしー回ごの人ゆゆ八ら人
京師にく陸兵を絡りし河に住せく法大名家柳の人の先法号下げまし家の面目
四ー　三隊の組織の減ぜるもるしー既に人を設ケ和と所同四たるこ云ふ八出人
たる大名者の徒四ー考りく世ゆを多ゆ少むもるまし八人情ト叶ひ又ーうん元法同
四八出先ゆ出名地大番ハ指百人さ出ゆ番正ゆ者ハ武辛やゆ弱ゆ細ゆ所ハ金銭
定番指者ハ文屋や皆二三千俵二三人持ゆ行ゆ下げまし家ゆ配ゆ所ゆ職ゆ
を法ゆ者や既ゆに文屋の方を出目も好けもたゆ者ハ自然ゆ者ゆも出れを所
もまり出ゆ後ゆ立ゆ者ハ新ゆ法ゆ出ゆを法ゆ為ゆまし又武辛の方を法世ゆ
越ゆたくゆ者ハ者ハ出ゆ間に新ゆ設ゆ者ハ出ゆ者ゆ法ゆ者ハ出ゆ
ゆけみゆゆ設ゆ者ハ者ゆにゆ文ゆ文屋ゆ者ゆを出ゆ通ゆ新ゆ設ゆを立ゆ出ゆ西職と唱ゆ立

の手を出ゆ者ゆ者ゆ出ゆ名ゆ出ゆ　昔ゆ八三線も唄ゆの河原ゆ人ゆの手を学ゆんゆ人ゆ陣ゆの業
下ゆ敷ゆ傍を引ゆくゆ者ゆ者ゆに金ゆ者ゆと法ゆ法ゆの外ゆ出ゆにゆ伊ゆの武役ゆ出ゆ国ゆ立
ゆ者ゆ八進ゆ者ゆ者ゆ紀ゆ者ゆを指ゆ者ゆ出ゆ者ゆ八雑ゆ者ゆ八文屋ゆ方ゆ同ゆく新ゆ
出ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆを名ゆ者ゆ出ゆ者ゆ八三ゆの役ゆ者ゆ者ゆ出ゆ者ゆ者ゆ者ゆ
者ゆの者ゆ下ゆ第二ゆ者ゆ武場第二ゆ者ゆ者ゆ府ゆ者ゆ新ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ八ゆの新ゆ者ゆ者ゆ八ゆ者ゆ
者ゆに及ゆ者ゆ法ゆ物ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者

恐し此たび武蔵国制圧も殆ら八生存出撃の武士ども他七名名工人のま
合を示立者ら八武蔵国に居ふ（下略）人子孫世代と
云者あれ八武に居方八文つれ深く文に知ちら八武士に紙々ま八此武辛の家此
出来ぬ者八文屋の方法回ゝ（八ま）ゝ文屋の軍の生木ぬ者八武辛の方（略）勢双方
示ひよなる自見此者ゝ此ま出さる（下略）方法方に倫ちるうめ（略）ゝ武田家
文者にも武者にも屋ゝ者者ま八回る回者にあされ忘ひるに法ひ回て勢り
敵一なゝ（ゝ一ゝん）坊主ゝ文新弾ゝ者ゝ仲百ゝ人黒鍬ゝ掃除の者の歌皆言二十
名三人扶持ゝ十名一人扶持ずゝに者ゝ扶者ゝ為くゝまゝ此おを世無法く勢め武八
ゝ稲物（かゝ）ゝ文ゝ者ゝ文八者面の言法なる勢も正ま八会く者ゝ者ふ下回の者に八
大切の役ゝなまま八ゝ者ゝ稲代（仕ら）ま）且ゝ八後ゝ（伯備の者者ゝ者ま八上の
物を拵め大名の物を黄ゝ祝八者ゝ（ま）ま）ゝ（回給ゝ恒ゝなゝし者者ゝ者ゝに

解ゝ者ゝ者ゝ（武八居家人の乱を情ゝに回る見者八ゝ者ゝ者ゝ八者ゝ人ゝに中ゝにゝ
ゝ八稲代ゝ勢ゝ八者ゝ者ゝ者ゝ

防ぎ難く候ものも多く候へ一次天平四八起正倉院の年貢を出さしめ十一年目より
五ヶ年を期限として積利にて元本の数を償ふ借用の荒地開墾（元本利息
を以免租法）の是なり中古以降今日に八墾田永年私財法と唱へ墾田（上地と云ふ）
法令と云ふ此の如く墾田の数を増加せしめ国力を富ませり国力の衰
亡するに至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに
至りしは墾田の数を減ずるに至りしは墾田の数を減ずるに

法士なるは必のかるに為り後世ては國む次て公士八名りの者なるも八法り家を
國界捕る水に山上をるを國む次て公者法後八去本会社を為る者なるは川除川
後を稱者筆さふ工切者法のるを國世次て公賀なる代なて八家後の工編者なるを
田圃の上は物産の況るを經の沿てふ公者法後用れて國世次て法理用八者の
法地を稱界りの是新武八家の法の辛なるは名つの他法て法殿の中り老稱界りの田他
盜賊巫医の猶法を國む次り何後にもて公職て此るを一つの乃なるを國世工
十國を学く國ならまし代士を傳やとくて傳に含む者なるは國て協八工法恨ない
八波り國農を所ひ法を言む（さ此十國八市との公家人計に此れ上たる人さふ巫祝法
皮儒醫法歩藏代くて教に会むとあるハる（さとや是八さ者八の五に中せた此り
西八に代四民のふ耕さるて会ひ職ふ代くて為る者八西廣を言を工八名の國を分ならま
ムて治をの本なや

第八史料に改此者の如く國農工商仲生れ方々を各四て世稱改革公家
人法重法財産を才業と八起さと好ぬ者れも先を折さく自由り四家（行う
ふ所や此八文明の為に中次
第九達更此八者の法に公家仲ノ謂ふ此法士ふ称法士ふ称立ふ朝廷と者ふく
代の小王と為く八國禮に為る達更の法を立ふ為て一度の為く殘しき者もて為
業勢情上に基ける此八公家人の姓名を一冊に作ひ三口に分け初の一口八
公諸代の者後四者の此を立て者の先祖の名者と者時の名者を敬後言位を記れ
為て次の一口を公卿の者親の名者て者の名者を敬代言位を記れて次の一口を
公諸代の者ふ勢也て先祖の時の名者辛敬言位を代記て者に弱て八此を為て
公家人の姓名も 上流人を為て此に公自足以下と云を為て陪の名時して八姓
名此の面を以く公自面（名生れ彼者の家体又も家名別め 上流を

ハ世上も無さ出一矢のうつ所ハ（く名くの方の内なれハ平生師なる奥向の記
せ法ハ師家もるゝ又下情なれ　中るまん深となるとく陸おた能きて青龍
了激し自ゝ五十をも若し才なも多なも能とさ京（一正偏さ承りしハ四ハ
二の有れん　市成の時書面ものうけれハ供の方せ大家に四一石と　上ニ
アとて才の粒濃に為り長の浪空まなるもて家ぶき時の恐ぶりハ昔に劣ぬ
と語まを信ニを承り味に　実実に浪ゝセ五ハ物の面　古人楚王の言をり
歳いたる時士辛六人ゝ五年見ゝ三年た巡り接度志ニまは三ハ年の士急ちこ言た
ニまを隙を狭むの如と云ふハ二に行佛ちと言ーたりき此　居情を狂為接
ハ見ニむし自て表言に及ぶ二ゝ言ニ行ぶ彩く八執役大王ハ居情を接めく
出ぶ為ぶ出四見ぶ言とを陰くの二ハを動めなり為方の彩人を上ニき
し一第あに行為を四一三第あに功を為（ぶ諫志ゝ中に主依の本と認て

第十物酺ハ古もるーをにく陸のてをお朝廷に印を為するまハ兎にてたに酺
を絡ふく三日移も秋さ去に新楽を為さたるもハに四ニに陸るとハ　居祝酒を
まハ陸ハさまをひまくるるとハ以と吹慣しくハて筋極りまく興者むり為ふと
云ぶるハ此て走ニ早ニ去に五ゝ民ぶくハ洗の如ニ時を在府の者ハ以ニ去の彦
物（ニ重ニ二日にも三日にも陸支既ニ去ハ為り陸去酒彦新ぶ彩ぶ物を盛を
ハ日ニ見ニあくハ一際新ニをうもーみを芝蘆ニも成ん五江戸に行ぬ者ハ餅を
も絡ふ屋ー学問ハ人ハ使利を好む風潮にく代銀絡ふ方絡ふ（ー松やさんの正鬼
にく絡ふの一生人の激ニ也ハ代ハ意角ニ為くハ陸為を心く居楽居ニに又ハ能
為ニもたの如くハ自ニ為ニを言ニに左新ニ為くまくも為りくにも俗ら陸ら又ハ四人
了見ハ陸俗ら陸ら移の時ハ居衆人ま近もなニやよ品為ふ（ー四人にハ形信
る役新ふくく為ニた語ニまたと（新くを心衆人ーなニハ妄のこなりに為為も言き

所に住居せる石川田兄弟に兄を五郎八郎親元の長男なるゆゑ此度の
事発て遠国の方に至り八月その親族八郎田兄弟の者に対し
去年石隠下にて殺害せし人の名ハ何ん様なる者なりや我等ハ聞けども
云く左の如き名前の者ハ知らぬも上の所に居るやと
上京の清水寺に詣り五日目に帰り来るとて直ちに出立
八月八日なるも又大なる事
第十一 松平所人を停止場に送る事 此ハ若ハ清水の前三重の米蔵の
前等迄一生涯義兵衛の者ハ此度東京の者なれ共 口論を致す二回宮
この所の習にて今のごく悪者に成者を捕へ元禄一年 此度ハ長崎下げる所
捕来る所人を負ひ引 此者ハ長崎の者 後ハ表り見えハ
左まく長崎にて八月なる者に対し 孫二郎の武士に加り大なる者ハ
為に永く牢に在もまる(一番に下げ)

為に永く牢に在もまる(一番に下げ)

乃歳利子此度捕来る人 国家を見そ引 石田兄弟
当金を渡す者(渡又弥平のごく借したる者の弥助米渡り 第一月金二十五両渡
左く利金を今の通に動乱しく引 此ハ世けまハ有る者(ハ渡さ)
河の弥平なれハ此なく又別に来り渡に渡ふ者 弥助米渡引 借り出候此の内に
て渡ハ大坂の豆を乃此ハ是此なれ利を失ひ 伊は第一さ此なく此義米 ふる者 札
を所人て吸 此者 渡者 国家 弥助 ある内 伊 人 弥 弥 に 米 大 渡 者 ハ 二 此
捕 此 一 向 ふ 中 ゆく 抑 渡 者 渡 ハ 米 を 引 四 此 角 し 此 を 米 渡 ふ 此 義 米 者 人
の 石 覚 ふ て 札 を れ も 此 り 無 聴 り 後 一 此 を (さ 渡 ハ 四 五 を 也 弥 り 伊 此 り 此 り し
事 也 猪 瀬 所 金 米 ふ り 札 渡 (以 下 け 金 ふ り く 渡 を 一 月 金 三 十 両 に く 金 を 内 の 豆
を 与 内 一 渡 ふ り 者 人 ふ (渡 を 渡 に 中 に 利 豆 に 渡 に 此 義 米 下 さ ま 程 の 者 ハ 者

天の授ケ給ふ事なれ共此れ何方なりとも此国の百姓小人の富ハ能の
概を考へうべしとく後嗣くまとふ人ハ其家を亡ぼす
後嗣くまたれハ向後たゞ前世のごとく彼ハ義を以て
弱く勢ひ引回り　上より直に警ヲ与れハ義為朝の命高貴に奉れに　天立
の旨を以て武備の一門にくる者ハ警ヲ金のごとく不弱なれに義為朝の志めに悦
ふ事なれ　思ひ左ハ天仁四年此法立ふ西ハ義為朝の志ハ百姓勢めくて給ふ思
永ハ世れ為所人の為となり志しある方も持くへけ共ハ先ま勢力に此れを以
義為朝の命出ハ文此命にやせた此ハ此義為朝ハ其の国家を敬ひ為所
明をやとなり
第十二　定地ハさき方此ハ　信隆ハの方法ハ人に多くなり義人も殊れハ左地ハ為
場所無くなり弱に勢ハ多く後ハ世為所人（町屋敷を為さ此ハ為ハ左地ハ為
為家人の日ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地
ハ為ハ　信隆ハ法を定の東ハの義の中音河の山の上ハ為り　実地

不足なるハ詩歌の道の一芸の中にたとへられ侍らんと思ひ
はるらハ世をのがれ人を表（ゆゑ）にして世俗を恒産の足るとも思ひ捨て
世の過きたる沢まも多き所也 是百姓の去へきを法もなく前ハ泥地に起
し山に居る所に至りハ鉄焼自由のるゝあるハ不時時節に引き下不食の地ハ
所に相度や又ハ所もなに意しくハ過去の為ハ対語と為る
語さる事共由所のる去意の少を以し時を世俗の去へ元ゝ去ら去意に
譲るゝ去対以事那由一と所出されハ法も仍に用ひ所もなく掃溜
所をあれ去ら去ハ石地の去ハ人ゝ又日に法ハ塔和の去もハ事の去を寸前
の中山の上ゝ出ゝなく且所百姓の地民ゝ恒産ゝ上の物を採ハ大名の物を
貴ハ去酒一ハ出ハ事の如ゝく大名の物を貴ひ去ハ事を仲間
去意ハ世上の掟商を潰し上の為を用ひ大名の為めをあしゝを訳に去ゝ

外者一痛く無事ハ人ゝ去ゝ但ハの如くなまは所人の世話ハ為ハ無数なれ
去ゝ去意を拾ハ事人も知ゝし也又百姓人を市中に在るまんを為と者に
去ゝ百の易去中ハ漁猟萱茅の過ぎに在く実去ゝ也も有所所
百姓の世界人ゝ去ハ　祖宗の法を引ハらハと謂ハ地民を仁ゝく云ゝ
も引ハ中ゝ使去意一去ゝも所人ハ利法を失ハ去ゝ
第十三制度去ハの如く世界人ハ衣食住ハ自然奢ハ分相角の外仁
函を活に百姓も出事ハ飲食ハ銀奢ハ百姓ハ面ハ為ハ
家宝音信等一切の礼式を定め法ハ事ハ行ハ兵役ハ者ハ火災飢饉凡ハ
北条の法を為ゝ也一ハ先ハの中に
第十四本智去ハ北条氏の去病家病ハ方を薬ハ去ハ薬を引
ハなれゝ去ハ意ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ去ハ

面一代く光孝代を大祖宗皇帝とせられ、無疆の中、只今まくの太方目之の御事又
にくも光孝御代に伊代目出度御分らふ〜て殿ち国姓を取給なと出度御事有ふ
是ハ又日々の儀なれハ、次々くのとく出度御事ハ下たく人目上にく高才
者の御殿ちに光代なる事ハ中ハ数文取後も齊参ハ是まきや兎角
光孝代出度ハ此御あるく所せ申事ハ後世有てうに殿ちに代て
光孝代光孝ハ此の故者に御法を立一ツ宣人殿合の内と云出度御法殿
なる事也ツ又面の御法度ハ上元殿を殿ち律無ハ法を略少と定めて殿支殿殿
殿ハ陸奥後方名意の科に而めせらふ〜て仰せられ殿ハ殿ち
已この時方ハ法方と陸奥と押切申し殿殿御法度ハ人方殿者ハ光孝地殿
頃方ハ山く陸方ち法方殿支殿殿合て有り実合殿ふる殿由殿方国殿者
殿殿一番出生殿殿の殿ち法の如く実合せく上く殿一たち後方殿人殿の裏下

を連署殿ハ法の如く平生に御法刑律親類書殿ちふ上方殿〜下殿の筋
有殿

第十五番代法ハ殿者を殿殿殿家写にく光孝番代を殿ふ也方殿の時八十殿
の法を殿く殿方出殿を殿ち殿ち殿に御分ふ殿殿一殿上第になく八御分ふ殿
法代殿ハ又御人殿殿支配殿殿を後にく殿国分の殿立者の上殿者上殿者下
殿者殿分く光孝番代殿有ふ殿殿ハ殿殿ハ一生光孝の上殿殿殿殿殿ハ殿殿
下殿殿下殿殿殿殿殿ハ士民殿の下なる者殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿
者を者殿殿く者ふ殿方殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿
の殿殿く殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

# 爲堯愚言巻之九終

# 爲堯愚言巻之十

## 三事第二

### 農民厚生

伊賀小臣 城西碌國謹上疏

夫農民は國の本也君の家也故に日本の古へは是を邦本と稱し
本國くにつくに邦家しと謂笈仲之國の石武やとし治國傳ふた之を人の後背に負へさり
伊勢天の家とと謂に若てやの父母くくてやの少子の口小食を當て衣セ子を居ル玉
宮也陪性より出もいや古まハ農民を易んにやそんハ行ふ(こ)ハ故に禮に天子五畝を耕し
親り車に乘耜を載せく三公九卿以下士卒ひ帝籍の子敵に出ひ天子乘耜を執て
田を耕さるを一推三公以下多命女に因く之を推し庶人多耜を執ふ周の宮王ハ男女
て玄しう此礼を廢しく頑く談つまを五(り)陸に至ル(こ)ハ農業を礼ハ出王七親
らを祀ふり用ふ治然の田地を耕推しく農を勧めるつや故ふり民治にも君る

論ぜず我小人除却利とく民の利に先ずるを知らざるものいふ流涕火炎輝り附の如し君
世利を貪り奢工商賢の官に者さ西ひ去んハ先て利する道へ流附しくたと一家刑
必く防く其死ふも畏まに為ん其去人の民法ふに人の世を利農民にあらくして高
の者ゆり流涕さり故に自ら農夫業せく怠惰虚偽となり田園荒廃し村落ハ
如何泣と見るに清月蕭條たる物為し貴ぶ者の屋宇如く記次農民を
勧ひ方り為ひ日も尽義の道へ恥ふの敗ひ出ふふ毎し一ヶや村落に物乞踏り
田園に茅蒿為ふて夫人の情を懐ふふ人し此の如く農者保ふを敗ふた
まんせふハ物ひ為と飢ひ去ふにて利農つり去ふ人や農家何を頼り保ふを
敗んせんやこと知ふのこと民の父母たる人情こ思ハさんや仁政農民の利を失ふ
帰ふを行ふ所去の者を誘せんり二十年の大患あり一ヶ年つて治ふ為政者此民間豆不
去の者為くもく稼穡の貴重を知に吸自家の利是等こ民を教育ふく勧農ふ

を好く法りく小張欲を去ふを覚へ動も去れハ君民の百を仇視ふむ二ヶ年つて屋ふる。
氏役人世異席の去ひ為ふに法を用ひ是しく深を已まに仇ふ三ヶ年つて去ふる
名を主者の人を以ふ氏役人と称く利を村る四ヶ年役徒馬の役後官吏休官の
費多為くして地度く為為ひ去ハ之に疲ふ五ヶ年に農民地区を新ふ法無の
弊きを因く法を捨ふの法の法を廃せ一四民を初めに白ヶ年法を田園の保狭沼人
虚世信山沢源を破戒の悪僧堂職者盗賊の法民ふく是厳せ七ヶ水利つて
法を以ふ水旱の苦損ふ延度奇く田を已に八ヶ年山民ふく多法を好こ江戸法し
て保宮と為を為に法ふ為（村費弱ふ為を強む九ヶ年地区の用金に苦りみく
居を為んせ民十ヶ年墨為農業を為ふ貧に成く利を考ふ十ヶ年農夫ふ業の怠惰躍り
て利を考ふ十二ヶ年回米特浦の怠惰法雑費度にて利を考ふ十三ヶ年祝祭の入用為
くしく費為ふや就く八七の地方と云所と云ふ人七の北達貢納為ふ国り百度成八個流

苦の新開地にて一金銀を得ることなしと雖ども農民より言ふる極めて大なり十四万八
千余下直に買ふ者なきに依て十四万の代米貸付ける故郷村の為を図り
遂に此に多額に十六万五千余の武士佛法を信ずる貴き人のごとくに因果因縁の説に感ぜられ
て出家遁世一万七千七部三国の御に沿た埋む十七万人禁国の人家に行く民家の内
を切て是を見る水夫婦子供酒或を出すに驚く十八万人草訪て上を尋ねしく
斗る夢也もの之中十九万人海辺に つ里を出て因て江戸に来る弥華繁盛を見
留て仏に帰依する者多く農家の四方女房多を為し困窮を癒に二十万人は
秘稿張能行くを見て脇腋一面に洗し風に振り之を耕し異方人穀倉八万斛麦
俵八万俵米を八万俵麻を八万俵弥華繁盛絶ることを常に甘民
帝乗武帝に比二十倍を力行に江戸に生さて弥華繁盛する
別八度度を出行 万農の後稿を出け 帳家場の如き大古にたく 三蔵一七せし

汎国小俵を宗教の如きを見 陽くこの世界を 別に八二川の去四 飛く自然工商の利益に流れ八人情なるこ
去る人之を術く出る時と云法に背却農を去く工商の去つ事に傾る者を八及く之成
孫学を稽る人七名ハ名く七名を稽めむ人八農民名付と称く減少しく
下の伝背度約を著く 國家の病治を(こうに故に七臣を弊を稽める万二十万人
の法術を上るも

一四農官古(の明王農を之ん一親耕しく之を飲めるを 既に国の政八日に万様
みり天の一子 於及ひ万人 農民を立分ち学ふ者 故に帝舜も 法を以て
広愛く 農民を学らしめ国少 国法之を学り 奉ふ 沿家内まあり 淳ふ 大国農
有く七を 家を 立農民を学らしむ 七の世を 訪ふ 七なりけるく 四の農を 学り
那代武官主之に 属一ち 社なりるく を国 秋四の農 を 稽を 沿 人 度 武くを

清用心と浴も水慨らくハ孔疏一なるを孔ハ[illegible]ん兄弟に今の計を為さに吉凶ハ[illegible]中
四人ハ[illegible]四人ハ[illegible]ハ光[illegible]の一なるハ士を者[illegible]ハ[illegible]
者りて次ハ工を者りて次ハ三用を者り古社生行を巫祝[illegible]氏を者りて[illegible]
生行ハ第二の巻めを三貳〳〵て放者〳〵なり二席を[illegible]者りの上にとり曲直氏の法りを
一方一人ワにく是者〳〵の敷補の屬官を立ひ形〳〵ハ尚く八曲直氏に行く曲を為め
西ゑ[illegible]を行くも四のを使ひ[illegible]の指を法ふ[illegible]く〳〵一辞を[illegible]
方職の[illegible]ハ別に[illegible]に[illegible]
二日税歛ハ　上を初めまり下臣等う[illegible]ハ[illegible]者に事へ下ハ[illegible]毋者[illegible]
を者ふ者ハ何一日〳〵く[illegible]の税歛ふく[illegible]せさるハ[illegible]之を[illegible]く[illegible]と[illegible]
者ハ者子ハ野人を治め地人ハ男子を者ふの[illegible]税歛を[illegible]ふの[illegible]ハ
之を井水を浸に喰ふ[illegible]ハ水消ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

ハ決[illegible]を[illegible]ハ[illegible]ハ又[illegible]く渡め水消ふ[illegible]ハ水[illegible]ふ激[illegible]ハ出て[illegible]
[illegible]を[illegible]ハ消に[illegible]ハ消に[illegible]ハ[illegible]人を留[illegible]害深[illegible]同[illegible]に[illegible]の
明[illegible]
て水を清〳〵浸み同も[illegible]ふの集[illegible]井[illegible]を[illegible]に通う人[illegible]を[illegible]
[illegible]に[illegible]ハ井田と云[illegible]を泉と云四[illegible]ふハ井水を浸う[illegible]く金を[illegible]ハ泉の法[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

故に富強の術を弁じ地利の法を尽くすあるを未だ一ヤ仁も此法世に行はるゝに
必ずなるべし抑百姓農民の業たる田園の事実たるに上田八反強しく下田八反劣し此者ハ
上田なれハ数年耕登ふり因て云ふ也とく役も多く下田ハ数年あたらんハ収も早しく
役もあるべきなり志ハ上田の地力を尽さ変しく下田となりて下田劣しく上田となるやうなる
者の役ハ一ツなれとも上田に利なく下田に利あるハ下田の役を切つて此ハ地主たるの利
なる一ヤ又此度数十人なるべき法を立てこれを分ちて其地ハ地も任も同し
役ハ事体ハ為くなり一ヤ降ハ為くなるべき地と地との石垣なる二ヤ又昔時の附田園の
如く水その流れ或ハ皮或つ茶悪変色り因て一ヤ降ハ為くなるべきハ地の石垣なる三ヤ
侍ハ為ス地と地との石垣なる三ヤ又拾地の渡し安懐なく或ハ川と成り池と成り悪しき
地をなし或ハ陸のごとく変地なるべき引ハなるべきもあるべき
村なるべき作ひとり地と地との石垣なるべきヤ行を武と武と石垣なるべきと認ふり武

愛憎なり家ハ多年用ハ一村の内定免の時ハ田畑愛憎なれハ少くなり拾分
なれハ為くなるべき地主の好計一ツヤ又三村の百姓なるべきなる墨田なるべき
為くなる悪分なるべき為くなるべき地主代役人の好計二ヤ武又戻くなる役人を任ずしる
時ハ高を利為く農民ハ利ハ三ヤ此七ツの石垣なるべきハ農民なるべき為くなるべき
ハ百姓を問を以て武家商人農の分なる百姓なるべき
大百姓なるべきも百姓農村の武士なるべきハ百姓なるべき法なるべき
第一農官を撰ひて所ハ為使一ツ二ツ田畑を定一ツ三ツ法を立て
なるべき一ツ四ツ拾人ハ武士なるべき一ツ五ツ田にせら家を一ツ六ツ三百法を立て
地一ツ利益を農民ハ為くなるべき武士なるべき為くなるべき
ハ茶を外百姓なるべき武士なるべきヤ拾人ハ武士なるべき
ハ茶を外百姓なるべき武士なるべきヤ拾人ハ武士なるべき
て大百姓の内僅一二ヶ村にても拾人ハ武士なるべき村なるべきハ此本村なるべきに拾人ハ為くなるべき

十万余石の年貢を国へ納めたる上に又別段一種を得るに至りぬ故に検見を願ふ者多く
此年二三ヶ村の検見願ひ出でしが時期の科目をつかるるまり決やすく百姓に原
初の検見願ひ多く老人などの云ふ所にては農夫級に召されしまでの御勘定書を見ても
検見村の民を同じ処置をなすべく思ひ出だせる者多くの言ふを聞く此方は
検見村を十年或は二十年の間を少く定免貢法を立てはそれを利益とし数年を
経て風俗情弊非に陥る　上総の国は百十八ヶ村と四万千石余二万七百五十四石九斗八升に二万
七千五百五十二石五斗の米を貢ぎ少く米穀を買ひ検見の村々の貢米と
一粒も不足なり如何に不足を免れたるとも通元の貢米さえ出やすき検見村と
同じく創業の初年より利益を渇望するの為に別に論じ立てのまり貢法を定むるとは
下に法科の地は検見を止めまた公の定免と云ふ計りに為るべきなれば定免切替
と云年期を中地八十年中八十年迄上地二十年と三年に分けて年賦略方出来秋に取り出

だすまでの検見入用を年分見積るべきの如く示の如く代金（江戸より八百部を要する）
それ以外の二人分も納めいたるに過ぎまじとの検見の如く耕地の景様を為し見てよ
のおもむき地方八十年中方れ八十年上方年二十年平均して五五五千銭を貢法
元の通り上に増減を定むるの法を定めるべし但此内五五の検見年分を除
貢法此のごとく立てる　右上代下も大高の法なれば平制と中大和守と謂ふ一説に上
方地の十年以内検見入用七年分一百九千二百五十四の以上なるべしとも
況此等の法民を利益に略を少くせと謂ふ也定免切替を願ひ検見入用または
年の検見を一時に出すべきの理なり世急ぎ
し中本地利益を見て俗民之を江戸検見分多くなる為に世人の検見たり
まと八三を願ひ法を立て（変民の百姓との名出るべき貢法なり）
且此貢法の立免に成るべ地を成る石年なるべくなと地八三年迄四年迄無之

[illegible]

北十年目[illegible]仕方法にて切替の為し[illegible]一ヶ所宗旨[illegible]式法[illegible]四[illegible]組し農民化

[illegible]の正[illegible]屋まん又[illegible]の二[illegible]を[illegible]対発[illegible]らまんと仕[illegible]の[illegible]

永引[illegible]に[illegible]ひ[illegible]方[illegible]と[illegible]百[illegible]ハ[illegible]と[illegible]既も[illegible]に[illegible]法[illegible]用[illegible]も[illegible]か[illegible]村[illegible]用[illegible][illegible]

大[illegible]病[illegible]ハ[illegible]も[illegible]の[illegible]を減[illegible]も[illegible]農[illegible]法[illegible]用[illegible]減し村[illegible]用[illegible]つ[illegible]く[illegible]ハ[illegible]も[illegible]正[illegible]に

[illegible]く農[illegible]ハ[illegible]方[illegible]て[illegible]作[illegible]し[illegible]ハ[illegible]も[illegible]場[illegible]方[illegible]に[illegible]法[illegible]用[illegible]た[illegible]場[illegible]と[illegible]を[illegible]心[illegible]ひ[illegible]ま

[illegible]て[illegible]ハ[illegible]と[illegible]百[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]農[illegible]の[illegible]方[illegible]（[illegible]度[illegible]一[illegible]の[illegible]場[illegible]と[illegible]ハ[illegible]四[illegible]て[illegible]場[illegible]に[illegible]方

[illegible]を[illegible]く[illegible]全[illegible]く[illegible]均[illegible]等[illegible]と[illegible]云[illegible]く[illegible]ま[illegible]い[illegible]た[illegible]為[illegible]あ[illegible]ま[illegible]も[illegible]場[illegible]方[illegible]の[illegible]法[illegible]用[illegible]方[illegible]に[illegible]別[illegible]ら[illegible]ら[illegible]た

[illegible]の[illegible]指[illegible]方[illegible]ま[illegible]て[illegible]百[illegible]四[illegible]ら[illegible]ら[illegible]ま[illegible]ま[illegible]一[illegible]た[illegible]思[illegible]を[illegible][illegible]と[illegible]も[illegible]ま[illegible]の[illegible]元[illegible]百[illegible]の[illegible]村[illegible]法[illegible]体[illegible]級

[illegible]農[illegible]ま[illegible]ま[illegible]武[illegible]の[illegible]田[illegible]を[illegible]ら[illegible]村[illegible]の[illegible]財[illegible]産[illegible]を[illegible]ま[illegible]一[illegible]法[illegible]和[illegible]（[illegible]ら[illegible]や[illegible]ま[illegible]ま[illegible]ま[illegible]ふ[illegible]を[illegible]ま[illegible]ふ[illegible]二[illegible]目[illegible]の[illegible]比[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]地[illegible]方[illegible]を

[illegible]を[illegible]ま[illegible]ま[illegible]ま[illegible]り[illegible]ま[illegible]し[illegible]く[illegible]農[illegible]民[illegible]を[illegible]多[illegible]ハ[illegible]地[illegible]方[illegible]を[illegible]く[illegible]不[illegible]足[illegible]不[illegible]足[illegible]の[illegible]地[illegible]方[illegible]

[illegible]ま[illegible]ま[illegible]ま

百姓たちに農夫しるべき礼制を下ス十條言の次第人に知（一刀を帯し苗字を名乗候者に
免し）ニ月（世子四月八日）所々の上席たるべき者を一町に一名宛
制三十條言の次第人々祝（一刀を帯し苗字を名乗、麻布を免し）町名の同席ニ
二十石以上を弱ふ者を農業に専一ニ精制十條以上の次第（一刀を帯し羽織袴を免し
町名の次席ニ（一十石以上を弱ふ者を農業に専一ニ精制町名に祝（一刀を帯し袴
とりを免し）出ニ者の上席たるべ（一十石以下汁外すく地高多き法農業に一ニ礼制所名の上
祝（一刀を帯し羽織のことを免し）町名の同席ニ方百姓（れ嶽記すく白粥（贅沢ニ方ハ農
青を以て出ニ為ーめ新くハ農ニ高遠の三等の白粥を羽皮にくハ分けらまたるやはのくた
主ハ自ら農ハ工ニ武を賤しニ六高を残しニ高ハ遠を残しニ高ハ人情を
なる取事也

四日農勤代百姓撫恤を勧め三年ニ貢ニ沈法少しもくも方上たる者ハ品番に大計し

農先名ニ立ル代表地沈方ハ復古三月の料ふくく地沈方青一付を給ふ青に沈
ふくく法切後ハ禁を免ル代表一等と成又三年目ニ大計しくニ低法の量ニ
少しも法ハ三月の料ふくく法一高を給ふ代を重二等と云又三年目に大計しくニ低
法ハ高の量に少しも法ハ主料の料ふくく偏ニ高の秋の栖を給ふ代を重三等と成又三年
目に大計しくニ低法ハ高の量に少しも法ハ秋の栖を給ふ代を重四等
と云又三年目大計しくニ低法前の量に減セ主ハ秋の栖ニ沈地沈の料を免ル
評に代を動ニ云等と成得農の地動ニ成ニ者に集まるく窮候ニ方ハ農青を以く進セ
す農業を以く所を為ニ云ハ青法を給ふ者ハ常上に飢ハ主を免ル又等
の者を四等法（ハ四等の者を三等偏ふ主を免ル者の形を施セも勲等に因ニ志免農
青ハ上の形ハ振ニ所人（遠武等（對ニ方ハの人に用ふ也
五日農先此ハ七農ハ国の内を選ニ主村の戸数に意一負役定ハ岩先の者にく二人扶持先

もとより苗字帯刀を免し農民武士の席に付て村名主の上席に置き名字帯刀を
赦るゝ法式を定め一里内を巡る小法を定め法用ひ来る者は立ちに改役北区
へ訴し糺さゝやむなくとも学ぶ人数と人才一時の武芸は農夫の苗字許し稽古
ふるゝの時候功女の前髪義を廃の時候を教訓に才三芸職の武芸は農具織業の創意を
教訓に才三芸懐の武芸は四国産業の業物の調和多少の早晩を教訓に才三就功の
武芸は農業の功り就是業の肥瘠饒飢体力の節を才三織深の武芸は機所は
如天平村方も孫帰深と積備家段反延幅長裁法功印度下立下の寸法を示し法
版の小型文金華の市品を改生産て生物ゆ小活農つゝ織出に物なれ
ゝ得に工法可き対小江戸ゆ小く落別の業伝歴を教に云ゝ自ら織ゆゝ統ゆれ
小必に創中に入る所一才六三業の武芸は六度業御の三業をゝ業居ゝ村限の
物を長短多少統年一数多を図一かしめ小くゝの市値ゝ人を図を巡り五武を極ふ

を図り小ふ色一才七四法の武芸は農民の四父義母兄弟妻子家族の七徳を教へ一
村の内天上代恭一老幼を若者百姓男女を立信し男女の七業を刑し一ゝ法を示一業業に出武業
地区復し一ゝ業誠ゝ市八秀才の武芸は業者の業を三業者に出
復ゝ市ゝ出小耻法心得自婦三法の禁を手ゝ一ゝ村四の男女を示一ゝ市ゝ人に修ゝ
耻法ゝ農夫出産を情り行四法の武を名共八五人理を小しゝ人ゝ出ゝ市ゝ小ゝ心得ゝ心得ゝ小ゝ
八心人行ゝ農民の得に心に出ゝ市ゝ出ゝ書ゝ市ゝ市ゝ人ゝ農民の得に心に出ゝ市ゝ出ゝ書ゝ市ゝ市ゝ人ゝ
人自り法礼に行ゝ婚姻に伝ゝ法夫妻ゝ市ゝ武八人の妻妾ゝ病ゝ夫妻ゝ市ゝ武許ゝ法ゝ二法
ゝ八男八三度女を出一女八三たい男に嫁に出男女ゝ市ゝ法礼ゝ市ゝ法に出ゝ市ゝ法ゝ
村内に在し出に法ゝ市ゝ法ゝ市ゝ法ゝ市ゝ

賤者ハ免ぜられ一方上意立ちの者ハ世話方六名く八人始出来に人百姓の内ハ九名貧
富に拘りに人物を選ハ庄屋ハ世の分さうハ遠ふ務る色し此農元ハ一村治
り行ふハ代友地区も者上り隣を障ちめくなる事なり
六回里用此ハ村毎度日り本戸を立て仍又農元の者を出て五り一用用を考り出金
読セ一切に八法を学し人を選く為に講村（出ちを免さた出作に分く出ち方ハ分ち
選ぶを以ふ百一反形を出ち方ハ賜用を法と八法一支部のの男女ハ使ふく事ち
た免さた市二ハの者ハ五平ちを免さた市三等級ハを従せたを免さた市四
寄勅一を此くを免さた市五高実張の方ハ佛法勅
化の方を免さた市七ト益懐法の方を許さた市八法斉寄改の方を免
さた此ハ法ハ代表地区日分し本戸（選さ作色し但此里用ハ武威寄を八法家ち
さ法六三ハ反事用を中さる方事ち四ハ農元分て

も此さ方ハ法ハ一次別し日ハ代ハ五ハ代の方又見にくし吟を全村出今下く埔（寄ち
法を弱者を（反ハ
七回官吏此ハ方ち言葉ハ代合ちる石ち少ち三ち五に大事ち方ハ石ハ出事にく出ち一ち
浅食以勅合ち方ち言法後ち所ち代ハ下巡村の張宮鍋鍋に法ち色し者ハ関ち時に除く
一年ち用ち如後（ち方此の新者（法宮四ち方ち此法ち宮の西面（法宮の中後新
法ち方の法ち法中ち出ち下ち好ち屋し見此西塩（に出しの法ち方を補ハ村方の法此而
法五男代新ち（一ハ此法ち代ち（後人法ち方ち法ち方ち法の方の男（法宮し後ちの三ち代ち出来又ち
新者屋ち人法ち方ち法ハち代ち如村（用ち方ち多く考ひ四農代後ち方ち此宮吏ち方ち方
上下の大利物せし
八回代法此ハ人の五人ハ代年に五人ハ合ち書の改を四ハ加ち方に西此の義を学し当ち方に方ち八
守石を張ち方ち新ち里長ち方ち新長ち方ち部長ち方ち部ち方ち代

て今七郎光郷もそう官に復さん二月中は四方の書を遠記諸々しかの如く人引此こ
ゝ出をあのこと思ひ出ずるやあるに農民八書面に懐き去れ八年文を国書紙四枚
後ずて振行し孤渡を入きく京永記後行行しく出さを下一世書を後利の浦やて文を国
弐八別に用に以下戸籍国籍も国法方百一体毛八伍毛や邑長八毛八西長や
郡長を我毛や我を百十人とに郡長八寄毛や辛七百人とに農老又郡長の上とに什毛
以上を大役ゆを情馬に乗諸を把けさむ中後ゆを民衆をすに一辛長八戒毛こう戒毛八
百毛たり百毛八什毛たり什毛八伍毛たり伍毛を西毛の義衆を辛いて猶毛大号下弱に八級
うに五名一の後を崇一吹武士のこ義陳り略くく士民八武食に従く猶毛小長下級使に
故に辛毛八百毛たり我長八什長こう百毛八伍長こう
九四戸籍此八昌今の名数人別家つ性の数や寺印と云を四農老の印を用い墓地を地
四地百業者毛を加へ士毛百毛や戸籍の弱毛八一衆の毛を長衆と云衆の毛を伍毛を

昌今の五人組判形や十家の毛を遠長を云昌今の組改や二十五家の毛を里長と云昌今の
年寄や五十家の毛を閑長と云昌今の名主や百家の長を族毛と云新制の農毛や五
百家の衆を郷と云更毛こう昌今の出張陳屋れ郷一二五百家を郷と云昌今の
北代家毛や一萬二千五百家を郡と云つて治八昌今の弱氏名毛也故に農毛名毛を殺
て治ふ毛を北代と云て殺て殺て治ふ毛を弱氏名勤元を約こ勤元を約を殺
て治ふ毛を郡二の名老若と云故に長衆とゆけ八一衆の百姓こうたり判形とゆ八百家中
の長さを百姓と云ゆ八十家中乃毛たを初りの毛をゆけ八二十五家中の毛こうたり
名ゆ八五十家上の長さを百農老と閑八百家上の長こうを百一族に村こ
大小ゆ戸数に為の行ふ必に法の如く家を昌毛さうふ八凡里上を一村と定めて家里こ
石見毛百姓八一村毛に合く一村を創め大郷を石見八五一こ閑こ八郷毛百姓八割く村伍
ゆ合に村伍と八四隣の村を隣こり昌今の組合村昌也旅に百郷八五毛あるも此法百一村伍小

所有者なく牧場なるハ北の低濕度狹民の食糧口給を為すなく食料に給ハ
百姓の村ハ一農老二名三四人の十組に二十判位ありて俵藁を用ひ族の人名を具し
農老名の家を合せて百三家内五十名の里あり一名二年間に十判位ありて少壮俵
藁を用ひ名を具し一名の家を合せて百十一家や二十五家の村ハ一年間に二判位
ありて俵藁を用ひ名を具にハ五十家二十五家の小村なるハ農老を別に立て村役の中
大村の農老二名ありて年間の法ハ式の教名を書に之を百法〳〵戸数を法まとハ
酒を一心の酒を使ひ酒の銘を使ひ銘の字を使ひ字の指を使ひ指の心を使ふ如く者の
一者となるなり就に名長者と呼ぶ名者なるなり判位と呼ぶ名なるなれハ
死亡り名位と呼ぶ十名位なるなれハ死あり名年者と呼ぶ二十名位なるなれハ死あり
名名と呼ぶ名十名位なるなれハ死あり名農老と呼ぶ名なるなれハ死あり名者の
一者位爵名なるなり 古に一家の内男子流亡なれハ俵藁三千四百八二千七百法亡なるなり

判頭ハ俵藁三千四百耕作農夫判位流亡なれハ俱位ハ俵藁三千四百の判位耕
作農夫九百八位流亡なれハ年貢の俵藁ハ俵藁七千四百の判位耕作農夫八年貢の法亡
なれハ名ハ俵藁ハ俵藁七千四百の年貢の耕作農夫なる名流亡なれハ農老ハ俵藁九千四百の
名を耕作農夫なる名流亡なれハ全村ハ俵藁ハ二百四十名耕作農夫なる
名ハ此〳〵隱亡なるハ俵藁一倍流亡なるなる者を捕ハ俵藁ハ俵藁を二倍捕（ハ）ならなるハ報を一
百ハ志〳〵好〳〵 如ハ苦使百日又ハ〳〵好と呼ぶに百名の改名算計に成法亡なる者
人二十人なるハ遠方〳〵加法なるハ響法なるハ遠方〳〵に居なる者ハ二の者を法なり判位ハ二夫を法なり
組位ハ人を法なり年貢ハ者を法なり名ハ名を法なり農老ハ行を法なりて謀罪の才に及ぶを印農
老ハ人の名を正一名ハ人の名を正一組位ハ人の名を正一判位ハ二夫の勢を
正一長者ハ名者の法を正一名を法に法なり農老ハ法なんして戸籍日に若し知
理霊にして法を解け村長を法なんハ戸籍の法出なるなり名者ハ日に法亡

[illegible]

又史の[illegible]戸籍の法も[illegible]と同者村と唱へて僅[illegible]十戸[illegible]満さるものハ
名[illegible]と唱へ七八戸の長なるより或ハ大なれハ三四百戸の名又ハ七八百戸に[illegible]
一人二人なるより名まハ村の名も名目の名も虚名[illegible]たまは軍賦を出[illegible]伝役ハ
民ハ彼[illegible]を[illegible]如し[illegible]ハ[illegible]

十四国籍[illegible]の水陸村經明細帳村絵図なる[illegible]一籍[illegible]善く田
宅山野川水沿海[illegible]園林溪澤[illegible]里閭封疆道路[illegible]郵駅及び神[illegible]
[illegible]の形[illegible]の[illegible]村[illegible]の[illegible]人[illegible]の[illegible]
[illegible]村[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

毎年[illegible]国[illegible]年[illegible]ハ[illegible]村の国籍を[illegible]成しく[illegible]勘定府
[illegible]明年定免[illegible]吟味[illegible]
古法に[illegible]

十四賦貢[illegible]の[illegible]貢[illegible]年季切替の時又ハ大変地[illegible]貢法[illegible]減
の時に[illegible]農民[illegible]農[illegible]
定へ張[illegible]農民[illegible]貢法の明白[illegible]

十二回信貢[illegible]の[illegible]毎[illegible]月[illegible]
の[illegible]張[illegible]貢[illegible]貢法の如く信に[illegible]貢[illegible]
[illegible]農家の[illegible]礼[illegible]
と[illegible]
[illegible]

十三回信印[illegible]の[illegible]一人別に[illegible]

改へ祝し日方にて百姓押へ方に成る地民へ利頭の四月会の為に成る者一五方者
拵集を為し

十四回村費は八月分の村入用帳と云ふ毎歳暮に到り農夫等辛苦の段に利頭の無
百姓代集会をして計負記録し無百姓一人名宿服の上該名草印を為し翌年の三月小
到り此又為百姓代と云ふ名目を設け一回拵寄やし如色

十五回俗穢は八一村限其年没生の産汚穢を書き物故村役
人より正月に至り茂左衛門へ出さる下茂左衛門之を受て幣の祓へきもの禮の義
を以て去を料理に

十六回賜餌は農事除く法茂左衛門より日数を定め村限の者に飯食料飯を
を使に今農家の法に正月と云ふの如し此餌料の外故無拵り農民三人を
集合して飯食を以て業無に若死者に若死者八三月分法之外を行ふ時節に為也

年頃若干の農夫と云ふ賜餌の意味
十七回家食は八源寿郎の病疾失死の農民世話を為す人を小寄や大村八毎村
小村八五村を云ふ合上より十分一の費を拵ひ仮令八農家の業を出し補助を為の義
武出来を八腐し村方高寄し出し寄武八延延草鞋草
履等成作り出さる疫疫の中是を賜肩の為く一を云ふ首回ふ八減活拵賜八勧義
の者曲等仮造り習ひ村内病人みあれ者あり病人の用い唖を為れを撓者へ物武八等
武を逐て鞋草八若麦等成若干出を為し也資賜を以を賜歌八世を為く低力を為し
命し伝も農業の助けとして扶生の恩に報ひ為し一人の外に五十名部を
為寄年為り金銭回行出八を丙道に出者為寄の世間の者に為は八戸籍の法を以
為く合村に対為り生家業立方に成く八為に出者を忘ることを家業に只小先に
為く人母成為い出来ること也道しめ為り八生命を保者八一村の内武八村法に為る者に

三を拵へて一村にて三を出し成人の後ハ母の名を子名とし名を付一村を父母
のもとに祝ひ下
十八日農名代ハ農民の名を付ふに必ず尾字（農の字成就に）を付ル
婚姻
十九日農民ハ髪の結ひ元結の結ひ方ハ元結たくしに準し男ハ先ハ曲と云ふ
子供後（髪ハ）ハ結ひ方ハ女の髪に同じ格式と共に結ひ娘ハ女髪を結ひ格式
もの本髪用ひ并給ハ七日清を免に履ハ行歩の妨ケにて皮履を用ひ女ハ出歩行の黄
洗ふを用ひ黄色の布履に男ハ先ハ布履ハ下駄ハ下稽古後ハ布履にて地ハ
本錦麻布絹紬を用ひ如ふ国と国此年にて七の祝ひ如ふと云ふ事にて但の中四
五寸ばかりを付ケ七の方帯を巻ケ一但のとハ上農夫の女ハ黒くて中農夫ハ黄にて農
夫ハ下ハ黒くて一部所ハ不明後下ハ如ふ如く洗ひ方ハ方法を為し紙屑の

内上（天子の役人）ハ下（天子の名を也）一名の名前（村名主）（勲者を書に女ハ
氏名（夫以の名を書ハ此男子一刀の飾も殺生を禁し御紙漉稼ハ女子の并給の
如く方法を先ハ栖を黄色の丈にて方法も黄色の古面の顔を用ひ帯ハ白色女子の
方丈理の格方（下ハ）ハ執ふ所ふ国所も殺生に準し押に形ハ角牙本石にて黄
色に染め国も黄色なるハ色ハ此殺の下衣又を裏地後引足袋の如く皆黄
色に染（ハ）日金ハ如ふハ黄紙の傘男ふハ外笠を用ひ二重傘ハ男女を輕輕を黄色にて
中ふ方なる（下）男ふハ村四り先ハ里間を少方ハ縄網外方を裏或ハ黄色の個池を
黄ハ方法を人数に雨を格別に外を読ふ意を家数ハ人の数を病人ハ男女の区ハ中の
男ふ方ハ親を刺し親方ハ礼ハ男ふ肩ハ二方礼ハ四僕肩ハ一奴僕肩ハ奴僕肩不足を為
債主を用ひ先に他人を金銭を為を先ハ出ハ二人の村役人の陸を経され
許さに農家の造ハ二階を格ハ五寸と際と際口の名前とり因て言異度狭面庫

四壁用板の制度つ備立屋の造り方を伝へ置し比屋の名うり浅色の板ハ時宜に応じ農
民の飲食ハ古し述飯食ハ五十以上七歳以下を発一ヶ二ヶ壮夫酒ハ雑穀の変ずか
の二に限ること酒を業の信ず習ふ所に日し餅ハ述飯を合ふ事ハ別に記し有り
農民の飲食所詮所に勿論世云兄弟ハ家内に弟子ハ新参の冠婚喪祭吉凶
祝儀一切の礼式を定め記し置き村毎に一村の役人農元名を年寄へ下し
毎月朔日ハ農元名を年寄へ立集り読ませ毎年正月十五日
礼式を書写せ寺社北の人隠せ村毎に供物ハ別に
礼式を定め記置せ村毎に別帳を設け置く名を一
村の信男信女の筆書を付ける名を記し置き
板写ハ世間に流布一ヶ所ハ名を学んと云ハ公領の名を学ぶ所に
所に所詮の降り字五人ずつ礼式の記を別に節の法度に固定る下

二十四農業此を今の法出雲琴法師の物語を弄りあ動農の歌曲を作り伝へ置し
我説経浄瑠璃を此を聖仏の白を除く用ふ也ならん次に仕の法出国
を楽に舞も七二世に伝へ創し兼ふ也
二十一回枕則ハ一家の老者あるを以呼を名人一を口伝農元名を老者の板下し者へ
枕則を記し老者の名を記し立芳者の枕を読ませ村役人より文村役人を相互に角
せ立る也一を枕則と云ハ宿家の刻限男女の寝所及び枕に外に云ハ法度
に老者の子を如百三人の子を以呼ぶも村役人へ渡す也一村役人より官へ渡す
記次是に付く深意あり但六十以上七歳下た撰り枕を用ひ枕則のみ有り旬の
戸籍の法度の如く芳者を及べく巡視一頭家と枕ものを相思を枕のと立ある
人世を八結髪伝出さ一ヶ所に老者の兼故を名和言を云ハ一を故を出ける
此く枕を村役人に伝ハ嫁枕の時を立ふ外言の法の役人号之を見く一言の諸枕を

てふ此日本の古法と謂へり此のごとくなれハ一家の七ハ自倫の事ハ以降の新道家治ハ出て
所々を礦にて山と一社の無恙をこうかり枯を救ひ生を活ふ云ハ此則ハ義民
の通法なる者法也

二十二回兼業此ハ国禮考云ふ云意にて諸の農民ハ工商の市民也工とハ商とハ
も皆農民の心より出る者なれハ大抵の出産機ハ工を主商を主農民ハ本にて
他しの地市の法を家にて市に出く者なる者飛禁也

二十三回農市此ハ百姓村々千石に一年三百一萬石に十二ヵ市日を定め工商の民を雜る
を以て農民の業を尊くする也商ハ本業にて市に出て農民
農民と工商と対の事を禁制ある也農の大秘訣也

二十四回用貨此ハ農民の貨幾を用ひて万代通ずる法也一ヶ年ハ以下五民の家
生中に細論也

二十五回三品此ハ三ツの品ものの如く又有るを世ようの法法也一ヶ年水旱二ヵ
旱旱三ヵ年飢饉の心也此ハ此三品の治と云ハ用水川路行穀多あると唱上者
恩恵のこ者たにて之を著し如此飢饉ハ此三品の故ひ方別にて有ると別に四ヶ国
に対の事に至り五ヶ国に亦た載たるハ此三品の故ひ方別にて有ると別に四ヶ国
者ハ此ハ此ハ此

為先兄云老之十路